○東北地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮古市津軽石第四地割五八番二から同市津軽石第三地割九九番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月三十一日

○関東地方整備局告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定し、及び指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
坂東市弓田字立山一〇八九番四から同市弓田字立川四八四一番一まで	〇・〇〇～一四〇・四〇メートル	二・四四二キロメートル

(四)　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
坂東市弓田字立山一〇八九番四から同市弓田字立川四八四一番一まで	〇・〇〇～一四〇・四〇メートル	二・四四二キロメートル

(五)　指定し、及び指定を解除する期日　令和八年一月三十日

○関東地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号	坂東市弓田字鐘打東一一五二番一地先から同市内野山字桃木一八五〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

(二)　供用開始の期日　令和八年一月三十一日

○関東地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　路線名　四号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
栃木県那須郡那須町大字豊原乙字川東二九七一番一から同町大字豊原乙字道西六一六番一まで	前	二〇・八四～五三・九一メートル	〇〇・〇〇五キロメートル
	後	一八・八五～一八・八五メートル	〇〇・〇〇五キロメートル

(三)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○中部地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
瑞浪市土岐町字町田三一〇〇番一から恵那市長島町中野字槙ヶ根一二五一番三九まで	前	八・〇〇～一七・三四メートル	五三・一〇〇～一三九・〇〇〇メートル	一三・〇二六キロメートル
	後	八・〇〇～一七・三四メートル	五三・一〇〇～一三・〇二六キロメートル	一二・七一四キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中国地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大田市静間町字角山六九八番三から同市温泉津町福光口二三五番一まで	前	八・〇〇～一〇・一四メートル	一一四・〇〇五七メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	二一・〇五七キロメートル	
		八・〇〇～一〇・一四メートル	二・三八〇キロメートル	
		BA	二一・〇五七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から総社市窪木字茶ノ木一〇一七番一まで	前	BA	一〇・二七五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		七・四〇～六一・五〇メートル	二・三八一キロメートル	
	後	九・七〇～九四・五八メートル	一〇・二七五キロメートル	
		BA	二・四〇八キロメートル	
		七・四〇～六一・五〇メートル		
		九・七〇～六九・二五メートル		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所